Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	越南輯略について:中国人の東南アジア知識と清仏戦争
Sub Title	On "Yueh-nan-chi-lueh" 越南輯略 : nineteenth century Chinese encyclopaedic volumes
Author	和田, 博徳(Wada, Hironori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.4 (1972. 4) ,p.1(393)- 22(414)
JaLC DOI	
Abstract	"Yueh-nan-chi-lueh" 越南輯略 which was published in 1877 stands as the most conclusive and unique book on the subject of Vietnam, because it was compiled by a competent Chinese scholar. However, this book has been given so little attention that I felt compelled to write the present treatise, so that I might introduce and evaluate its contents as a historical document. The author of this book, Hsu Yen-hsu 徐延旭, had long been a government official in the Province of Kwangsi 廣西省 which lay adjacent to the border of Vietnam. He had had a keen interest in Vietnamese history and geography and, after traveling extensively in Vietnam, he became an authority on Vietnam among the Chinese scholars of that period. "Yueh-nan-chi-liieh" 越南輯略 is the result of his actual research in Vietnam and, in addition, an accumulation of his knowledge in the study of Vietnam that had been conducted in China up to the 19th century. This book ought to be very useful for understanding the historical background of Vietnam, and also it should serve as a valuable document in illustrating the historical relations between China and Vietnam as well as the general history of Southeast Asia.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720410-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 越南輯略について

# ――中国人の東南アジア知識と清仏戦争

和

田

博

徳

#### はしがき

ない。 びに東南アジア史を研究するための史料的価値などについて明らかにしてみたいと考える。 は稀覯書の部類に属するので、未だ詳しく研究したものがなく、その重要な価値はもとより、内容さへ殆んど知られてい れて、次第に顧みられなくなつたようである。このため「越南輯略」は比較的近い時期の刊行であるにも拘らず、今日で わたる中国とベトナムとの伝統的な宗属関係が終了した結果、中国人の従来のベトナムに対する関心が失われて行くにつ という点から言つても甚だ貴重な本である。ところが、この本は刊行後まもなく起こつた清仏戦争で清朝が敗れ、永年に て頗ぶる注目しなければならないが、更にまた著者の徐延旭が自分でベトナムへ行つて調査した成果に基づく著作である が中国で刊行された。この「越南輯略」はベトナムに関する古代から近代までの多数の記録を綜合的に集成したものとし 清朝とフランスがベトナムの支配をめぐつて争つた清仏戦争の少し前の光緒三(一八七七)年に、「越南輯略」という本 そこで、 ここに始めて「越南輯略」を採り挙げ、その成立の事情や興味深い内容および、 中国ベトナム関係史なら

#### 一 越南輯略の目録と著者

先ず初めに、「越南輯略」とは一体どのような内容の本であるかの概略を知るために、 この本の巻一、 巻二それぞれの

巻頭に掲げられている目録を示すと、次の如くである。

風」俗

歴代年号

国朝貢品

前朝貢品

古蹟

人物

名定

迎送

賜予

朝儀

文学

雑 土記 産

越南吞併各国

道路

禁令

市易

中外交界各隘卡

は内容が甚だ豊富多様である。右に掲げた巻一の最初の「地図」 右の目録を見れば直ぐわかるように、「越南輯略」は全部で僅か二巻しかなく、あまり大きな本ではないが、その割合に から巻二の最後の「雑記」まで、合計二十二を数える項

目の題名を見ただけでも、この本にはベトナムの地理・歴史・対外関係・交通・貿易・風俗・古蹟・官僚・人物・文学・

越南輯略について

呼ぶべき本なのである。 ようとして、ベトナムについての事柄をすべて網羅する意図をもつて作られたもので、正に中国版のベトナム事典とでも 産物その他いろいろな事柄が数多く記載されて居り、ベトナムを知るための一種の案内書もしくは簡便な百科事典のよう な書物であることが容易に推測されるであろう。実際、「越南輯略」は清仏戦争の少し前に、中国人のベトナム知識を高め

使へと順次昇進した。そして光緒九(一八八三)年、広西巡撫になり、清仏戦争が始まると、広西省から清国軍を率いて となり、同治二(一八六三)年に広西省容県の知県に任ぜられ、その後、同治五(一八六六)年に広西省太平府知府、 治十(一八七一)年に広西省梧州府知府、光緒六(一八八〇)年に湖北省安襄郥荆道、光緒八(一八八二)年に広西布政 史稿)」などに載つているが、また彼の原籍の地方志である「(民国) 臨清県志」にも見える。これらに拠つて、徐延(4) 経歴を簡単にまとめると、彼は中国の山東省臨清州(民国以後、県に改む)の人で、清末の咸豊十(一八六〇)年に進士 トナムへ入つたが、翌十(一八八四)年、フランス軍と戦つて大敗したので、革職逮問され獄中に歿した。 それでは、「越南輯略」の著者の徐延旭とは一体如何なる人であつたろうか。徐延旭の伝記は「清史列伝」や「清史(清 旭

彼は右に述べた経歴で知られる如く、早くからベトナムに隣接する広西省の地方官になり、その後二十余年にわたる官僚 府解。」とあり、またその扉に、「光緒三年孟夏、刊於梧州郡署。」とあることから明らかなように、光緒三(一八七七)年、 その巻頭に載せた徐延旭の「自記」と題する自序の末尾に、「光緒三年五月吉日、 史列伝」や「清史(清史稿)」は徐延旭に「越南輯略」という著書があつたことを何処にも記していないが、「越南輯略」は が深かつた筈であり、彼が の任期の大部分を広西省で過ごしたのである。したがつて、徐延旭は当時の清朝官僚の中では最もベトナムに対する関心 このように、徐延旭は清仏戦争時期の広西巡撫で、ベトナム派遣清国軍の最高指揮官であつたという重要人物であるが、<br /> 「越南輯略」のようなベトナムについての専著を作つたのも不思議でないように思われる。「清 山左(山東)徐延旭暁山氏、自記於梧州

徐延旭が広西省の梧州府知府であつた時に完成し、同年、 梧州府の役所より刊行した本である。

しかし、 「越南輯略」 は著者の徐延旭がただ広西省に永く在任していたという理由のみによつて出来たものではない。

「(民国)臨清県志」の徐延旭伝を見ると、

〔徐延旭〕使越南時、著有「越南紀略」。

太平府知府であつた同治九(一八七〇)年に行なわれたのである。 来た本であることは、「越南輯略」の史料的価値を一層高める所以であるが、そのベトナム実地踏査は徐延旭が広西省の **旭がベトナムに使した時の成果に基づく著作であることが知られる。このように著者自身のベトナム実地踏査によつて出** とある。 ここに 「越南紀略」というのは、もとより「越南輯略」の誤記であろうが、これによつて、「越南輯略」 は徐延

徐延旭が同治九年にベトナムへ使したことについてもまた「清史列伝」や「清史(清史稿)」は記していないが、「越南

輯

略

巻頭の徐延旭の

「自記」には

とある。 機になつた徐延旭 とにも書いてなく、また「(民国) ことがわかる。 を奉じた広西巡撫蘇鳳文に命ぜられて、 庚午(同治九年)、 ここに見える中丞蘇とは同治九年に<br />
広西巡撫であった蘇鳳文のことであるが、 しかし、 のべ ŀ ……中丞蘇奉廷寄、 このベトナム実地調査の目的が何であつたかについては、 ナム実地調査の秘密目的を明らかにするために、当時の中国とベトナムとの関係について考察し 臨清県志」の徐延旭伝にも全く記されていない。そこで、我々は「越南輯略」著作の 密事すなわち秘密事項を調査するために徐延旭は鎮南関を出てベトナムへ行つた 令派員出関 (鎮南関)、刺探密事。……中丞遂命旭 秘密事項である故に、「越南輯略」のど これによると、 (徐延旭) 同年、 清帝 の上論

なければならないのである。

六年間も中断するに至つた。この十六年間に及ぶ清朝と阮朝との朝貢関係の中断は、 ではその時期にベトナムで起こつた事件を殆んど知ることが出来なくなつてしまつたようである。 式の国交関係を断絶させたばかりでなく、ベトナムに関する情報が中国へ殆んど入つて来ないという結果をも招き、 0) 規定通りに実行されて来たことが知られる。 た十九世紀の初頭に、 朝貢関係は、 から中国へ行く朝貢使節が必ず経由していた華中・華南の諸地方が戦乱により通れなくなつたので、ベトナムと中国と 当時の中国とベトナムとの関係、すなわち中国の清朝とベトナムの阮朝との関係は、清朝側の「清実録」、「光緒大清会 阮朝側の 太平天国が南京を陥れた咸豊三(一八五三) 阮朝から清朝へ定期的に朝貢使節を派遣することが規定されて以後、十九世紀前半の間はほゞその 「大南寔録」、「大南会典事例」、「国史遺編」その他の史料を対照しながら調べると、 しかし、 十九世紀の半ばに至つて、中国に太平天国の乱が起こると、ベトナ 年から太平天国の乱後の同治八(一八六九) 単にその間、 中国とベトナムとの正 年まで、

とが、 り ものでなく、ベトナムに救援の軍を送つてフランスと戦うか、或いはフランスに厳重な抗議を行なうか、 な事件が発生した時期であつた。その重大事件とは言うまでもなく、一八五八年に始まるフランスのべ トナム関係が中断した一八五三年から一八六九年までの十六年間こそ、実にベトナムにおいては、その歴史上、最も重大 侵略やコーチシナ植民地化に対して、 その後一八六七年までに完成したコーチシナ(ベトナム南部)全域の植民地化である。このようなフランスのベトナ かし、このような中国ベトナム関係の中断と、それによつてベトナムに関する情報が中国へ伝わつて来ないというこ 他の時期の十六年間に起こつたのならば、 永年ベトナムの宗主国を以て任じて来た中国は、 別に重大な問題にならずに済んだかも知れない。 本来ならば黙つて見過せる筈の ところが、この中国 トナム侵略であ 何らかの手段に

軍を派遣したり、 訴えて、宗主国の中国が朝貢国のベトナムを保護するという伝統的な義務を当然行使しなければならなかつたであろう。 い。しかし、 め多くの内乱が相次ぎ、その上、 何もしなかつたのである。 へ殆んど入つて来なかつたので、 ところが、 それよりも根本的な理由は、 不思議なことに中国は、 フランスのコーチシナ植民地化に抗議するなどというような余裕が到底なかつたからであるかも知れ それは一体、 清朝政府はフランスのベトナム侵略やコーチシナ植民地化の事実そのものをよく知らな アロー戦争のような外国との戦争まで起こつていたので、 このときベトナムを助けようともしなかつたばかりでなく、フランスに対して全く 何故であつたろうか。その理由は一つには、 当時たまたま中国ベトナム関係が中断していて、ベトナムに関する情報が中国 当時、 清朝政府はベトナムに救援の 中国では太平天国の乱をはじ

争が始まり、 清朝とフランスとの関係が俄かに険悪化し、一時は開戦の危機さへ生ずる事態に至つたが、たまたまヨーロッパで普仏戦 会が排外的な中国民衆に襲撃され、多数のフランス人その他のキリスト教徒が殺害された事件である。この事件によつて、 で有名な天津教案と呼ばれる事件が勃発した。天津教案とは周知の如く、華北の天津にあつたフランス系のカトリック教 になるのは、 こうしてい 清朝がフランスのベトナム侵略やコーチシナ植民地化に始めて注意し、それについて多少なりとも知るよう フランスが敗北したので、清朝はその危機を免れることができた。 これらの事件が起こつてから実に十年余りも経過した同治九(一八七○)年のことであるが、この年、

かつた故であろうと考えられる。

十五(九葉)に見えるが、その中に、 ベトナムと連合してフランスに対抗するという方策を清廷に上奏した。この丁日昌の上奏文は「籌辦夷務始末」 この天津教案の危機のさなかの同治九年七月二十九日(一八七○年八月二十五日) に、江蘇巡撫の丁日 同治卷七

(ベトナム) 沿辺膏腴、 如胥江等処、 在安南為三省地方、 在中国不過 郡 即該国之所謂東京 (トンキン)

飭広西巡撫、 (フランス) 密派委員、前往該処、 所占拠、故法国重兵、及提督等官、皆住紮於此。 確訪一切情形、 絵図貼説。 並密探安南能否自強、 安南人恨入骨髓、 有無報仇洒恥之志、 而無如何之。 遇有可乗之 ……可否諭

機、能否与中国水陸夾攻。

とある。すなわちベトナム人は近年その領土に侵入したフランスを深く憎んでいるらしいので、中国と連合してフランス たので、正確な情報を得るために、ベトナム実地調査を提案したのである。 して著名であるが、その丁日昌でさへ、フランスのベトナム侵略については、このように曖昧な知識しか持つていなかつ のトンキンと南のコーチシナとを混同した誤解である。丁日昌は当時の清朝官僚の中では最も外国事情に通じていた人と 天津教案の当時、フランスが占拠していたのは未だベトナム南部のコーチシナだけであつたので、この丁日昌の上奏は北 八七三年に有名なフランシス=ガルニエが侵攻するまで、フランスに占拠されたことはない。したがつて、一八七〇年の八七三年に有名なフランシス=ガルニエが侵攻するまで、フランスに占拠されたことはない。したがつて、一八七〇年の の三省即ちトンキン地方がフランスに占拠されたと述べている。しかし、周知の如く、ベトナム北部のトンキン地方は一 と戦う可能性を広西巡撫に命じて密かに探らせるのがよいという意味の上奏であるが、この文の最初にベトナムの胥江等

こうして、<br />
清朝は天津教案を機としてフランスのベトナム侵略に始めて注意し、<br />
その実情を調査することになつたが、

丁日昌は右の上奏文の最後に付け加えて、

うに如何に秘密にされたかを推察できるであろう。 で行なつたもののように作為すべきであると注意している。これによつて、このベトナム調査がフランスにわからないよ と述べ、このベトナム調査はフランスに気付かれた場合の用心として、清帝の命令でなく広西省の地方官の自発的な意図 派員查探一著、似応作為出自疆吏之意、並非由於奉命。 即法国聞之、 亦易推宕。

右の丁日昌の上奏によつて、広西巡撫は広西省の官僚の中から有能な人物を選んで、ベトナムへ派遣し、 フランスに悟

越南輯略について

七

られないように密かに調査させることになつた。その結果、当時は広西省の太平府知府であつた徐延旭が選ばれて、ベ ナムへ行つて秘密調査をおこない、後の「越南輯略」著作の資料を得ることになつたのである。 ۲

#### 四 徐延旭のベトナム調査

同治巻八十 (一一九葉) する上奏文を同治十年正月十日(一八七一年二月二十八日)に清廷へ提出した。この蘇鳳文の上奏文も「籌辦夷務始末. かくして、ベトナムへ行つた徐延旭からの秘密調査報告をやがて受取つた広西巡撫の蘇鳳文は、その調査報告を内容と に見えるが、その中に

とある。 トナム官僚に会い、ベトナムの機密やその情勢を詳しく聞くことができたが、なおこの文の後に、 辦理軍務之北圻総統武仲平、参賛阮文祥、兵部参知翁謙益等。……凡国之機密、 広西巡撫蘇鳳文奏、······兹拠徐延旭密禀、於〔同治九年〕十月初二日、馳抵諒山。 すなわち徐延旭は同治九年十月二日(一八七〇年十月二十五日)、先ずベトナムの諒山に到り、 無不暢談、 ……先後接見諒山夷撫鄧算、及該国 因得備知安南一切情形 その地で多くのべ

先経徐延旭随帯可靠之貢生蔣震飛等五人、仮作商販、分往周歷查探。

と記すように、 のである。 徐延旭は蔣震飛ら五人の貢生を随伴して行き、彼らを商人に変装させて、ベトナム各地を密かに探らせた

実は甚だ多かつた。例えば、前述の丁日昌の上奏に見えるベトナムの胥江などの三省すなわちトンキン地方がフランスに 占拠されたという誤解についても、 このような徐延旭および彼の随伴者たちによる苦心のベトナム秘密調査の結果、清朝政府が始めて知ることのできた事 この徐延旭の調査報告の中に

由太平府鎮南関辺界、至東京河内省、計七日程、多属坦途、並無胥江名目、亦無洋人占踞其間。洋人占踞者、為辺和

た遙か南の辺和 と述べる如く、 嘉定・永隆 ・嘉定・永隆・定祥・安江・河仙のコーチシナ六省であり、北のトンキン地方ではないことなども、 · 定祥 · 安江 · 河仙等六省、地属南圻西南隅、 トナムには胥江などという地名は無く、 フランスが現に占踞しているのは中越国境から四千余里も離れ 距我辺界鎮南関約四千余里、沿途多山川間隔、 跋涉維

ことに到つて、 清朝もようやくフランスのコーチシナ占領の事実を知ることができたが、 徐延旭はまた此の調査報告の 調査によつて始めて判明したのである。

らく徐延旭はフランスが中国とのアロー戦争でイギリスと共に侵攻して来たことから類推して、ベトナムへの侵攻もフラ 徐延旭はフランスとポルトガルとを混同しているが、そればかりでなく、フランスが一八五八年に始めてベトナムへ侵攻 ぞれベトナム漢字訳であり、仏郎機は言うまでもなくポルトガルに対する明代以来の中国人の称呼である。 と述べている。ここに見える夷官とはベトナム官吏を指し、富浪沙はフランス、衣波儒はイスパニア(スペイン)のそれ スのベトナム侵略について如何に知らなかつたかをよく示している。 ンスはイギリスと連合して行なつたものと思つたのであろう。いずれにしても、このような誤解は当時の中国 した時にスペインと連合した事実を全く知らなかつたので、衣波儒をイギリスに比定するような誤まりを犯している。 拠夷官言、洋人号富浪沙、実是仏郎機、疑即法国。又有衣波儒、疑即英吉利。(ユン) ベトナムへ侵攻した西洋人について、 したがつて、 人がフラン 恐

ども調べたが、その路程記事も彼の調査報告を収めた前述の蘇鳳文の上奏文の中に、「安南国由,河内省,至,富春国都 多数の町や村の名を挙げ、 なお徐延旭はこのべ 暨採訪該国土字音義註釈」という標題のもとに長く載せてある。<br/> トナム実地調 その間の距離、 査の際に、河内(ハノイ)から阮朝の首都の富春すなわち順化 道路状況、 宿泊施設などの旅行に必要な事柄を詳述し、地名その他には標題に この路程記事はハノイからユエまでの途中にある (ユエ) までの路程な

字喃の貴重な資料と言つてよいであろう。

記す如く「該国土字」すなわち字喃 (チュ ノム) を用い、その音義や注釈が示してあるので、ベトナムの交通 経済史や

場を高くしようという趣旨であつて、 の — 続いて翌十年にもベトナムへ行つたが、この二年に及ぶ実地調査に基づいて光緒三年に刊行した本が「越南輯略」である。(3) 比較すると直ぐわかるが、このように徐延旭のベトナム調査はその中になおかなりの誤解を含みながらも、 いという彼の主張の根拠にしている。 に対する悖妄の実例に挙げて非難し、 という項目の中に見える したがつて、「越南輯略」 による中国ベトナム関係の中断以後、清朝が入手し得た最初の貴重なベトナム情報や知識であつた。 ると思われる。後に清仏戦争の時期になつて、有名な清の北洋大臣李鴻章はこの阮登楷の上奏文を朝貢国ベトナムの に提出したものであるが、その内容は中国との朝貢関係における冊封のような制度を改めて、 越南輯略」巻一の中の 例に過ぎない。 この上奏文は阮朝の嗣徳元 「越南山興宣総督臣阮登楷謹禀、 には右の路程記事のような貴重な資料が他にも数多く収められて居り、 「道路」という項目の記述は、 中国ベトナム関係の本質やベトナム人の中国観などを探る上に甚だ重要な史料であ ŀ ナムがフランスに滅ぼされても中国は宗主国として復興を図つてやる義務がな (一八四八) 年に阮登楷という当時のベトナムで有力な地方長官が 右の路程記事に若干の添削を加えたものであることは、 為俯瀝愚夷、 冒昧再陳、 仰祈聖鑒事」と題する上奏文などもそ 中国に対するベトナム 巻二の最後の 徐延旭は同治九年に 太平天国の 両者を の立

当の影響を及ぼしたと考えてよいであろう。 一李鴻章の例に見られる如く、清仏戦争時期における中国の対ベトナム政策や対フランス政策の形成に、「越南輯略」は相 ところで、右の阮登楷の上奏文は中国の他の文献にはもとより、大南寔録をはじめベトナムのどの文献にも載せてなく、 「越南輯略」 にのみ見えるのである。 李鴻章も 「越南輯略」 によって、 阮登楷の上奏文を読んだものに相違な

#### 五越南韓略の引用文献

以上のように、「越南輯略」 には独自の貴重な記事が少なくないが、この本はまた巻頭に見える徐延旭の 「自記」 の中

に

爱将奉命所查絵之図、及得諸該国臣民之所言、以合諸史籍群書之所載、 編為「輯略 (越南楫略)」。

係の記事を抜萃して収めている。そのような中国古来の書籍で「越南輯略」の中に書名が明記されているものを、 とある如く、 徐延旭がベトナム実地調査によつて得た地図や新資料の外に、 中国古来の多数の史籍や群書からべ トナ ほゞ掲 ム関

載順に拾つて列挙すると、

子」•「松窓録」•「報応録」•「異苑」•「稽神録」•「冥報記」•「還冤録」•「泉志」•「全唐詩話」•「漢書注 記」•「南方草木状」•「補録紀伝」•「酉陽雑爼」•「嶺表録異」•「述異記」•「洽聞記」•「西京雑記」•「広異記」•「抱朴 利病書」•「南越志」•「朝野僉載」•「唐書」•「漢書」•「嘉話録」•「広州先賢伝」•「冷斎夜話」•「平安南頌」•「濯纓亭筆 記」・「天宝実録」・「尚書大伝」・「交州外域記」・「交州記」・「文献通考」・「越外記」・「安南志」・「博物志」・「天下郡国 元史」•「安南世系年号攷」•「日知録」•「山海経」•「路史」•「益州記」•「明一統志」•「武備志」•「赤雅」•「晉太康

略 く 値 献からもベトナム人の作つた文や詩が数多く抜萃して載せてある。これらの抜萃記事は概して短かいが、 の多数にのぼるが、なおこのほか「越南文鈔」・「越南詩鈔」・「越南文選」・「越南詩選」・「越南四字経」などのベトナム文 が 認められなければならないであろう。 はこのように多数の文献からベトナム関係の貴重な記事を網羅的に引用してあるということだけでも、その有用な 数箇所にわたつて分載されたものもあり、 而も容易に見ることの困難な文献が含まれている。 したがつて、 中には非常に長 「越南輯 価

るので、「清史 ではないようである。 ないが、 が明らかになる。 乾隆末年のベトナム西山朝までの記述は、 の原拠の書名がどこにも記してないので、恰も徐延旭の創作であるかの如く見える。 沿革」という項目は、 「世系沿革」 そしてなお、「越南輯略」は原拠の書名を挙げないで、その記事を引用している場合が少なくない。 それに続く嘉慶年間以後の清朝と阮朝との関係の記述は徐延旭の書き下ろしであつて、 の古代から明末までの記述は、 (清史稿)」 したがつて、「世系沿革」の古代から乾隆末年までの中国ベトナム関係史の記述は独自の内容を有してい 古代から清末の光緒初めまでの数千年間にわたる中国ベトナム関係史を概述した記事であるが、そ 特に清末の同治・光緒年間の記述は徐延旭がみずからの体験と調査に基づく独自の貴重な史料であ の越南伝にも、 その全文が若干の字句を改めて採録されている。 魏源の「聖武記」 顧炎武の「天下郡国利病書」 岩一百 交趾の条に拠つて居り、 六乾隆征撫安南記を殆んどそのまゝ引用したものであること しかし、 仔細に調べてみると、この 他の本から引用したもの 例えば巻 そして清初から \_ の 「世系

でない記述とを辨別する必要がある。そのような比較考察をすると、前述の如く、巻一の「世系沿革」の古代から明末ま 見えるベトナム関係の記事を抜萃したものであることが知られる。 四「貢物」、 での記述は の書名を挙げないで引用した記述も多いので、我々は「越南輯略」と他の本とを比較考察し、 ح のように、「越南輯略」の中には、徐延旭の独自の記述と、 「国朝貢品」、「朝儀」、「賜予」、「迎送」、「市易」、「禁令」の各項目の記述は、「嘉慶大清会典事例」の巻三九三・三九 「天下郡国利病書」、清初から乾隆末年までの記述は「聖武記」よりそれぞれ引用したことがわかる外、同じ巻 巻三九五「朝儀」、巻三九六・三九七「賜予」、巻三九八「迎送・市易」、巻三九九「禁令」の該当項目の中に 彼が他の本から引用した記述とが混在している。 徐延旭の独自の記述とそう 丽 も原

六 ベトナムのマラッカ・スマトラ・ジャワ併合説

・が、そのような国々として、この記事には占城、真臘、満剌加、三仏斉、 は、 を調べると、その大部分はまた「天下郡国利病書」十九の占城、真臘、 徐延旭によつて添加されている。すなわち占城国の記事には、 が、ただいずれも「天下郡国利病書」の記事には全く見えない「その後ベトナムに併合された」という意味の短かい文が 用したものであることがわかる。したがつて、「越南併吞各国」の右の五国の記述の内容はみな明代までで終わつている ところで、このような他の本との比較考察の過程において、「越南輯略」の中で特に採り挙げて論じなければならない 巻一の「越南併吞各国」という項目の記事である。「越南吞併各国」とはベトナムが併吞した国々という意味である 瓜哇の五国が挙げられている。この五国の記 満刺加、三仏斉、瓜哇の条の記事をそれぞれ引

占城国……今皆併於越南矣。

とあり、真臘国の記事には、

真臘国……壤地編小、属於越南。

とあり、満剌加国の記事には、

満剌加国……旋為占城所併、 占城復為安南所滅、 即今越南国定祥・ 永隆省

とあり、三仏斉国の記事には、

三仏斉国……後為安南所併。

とあり、瓜哇国の記事には、

瓜哇国……自是遂為安南国所滅、……今為越南国之平順•辺和等省。

なわちカンボジアがベトナムに属したという記事とは、周知の如くチャンパは十五世紀以後ベトナムに併合され、 とある。以上の五国の記事のうち、 占城国すなわちチャンパが今みなベトナムに併合されているという記事と、真臘国す カンボ

遙か遠く離れた満剌加すなわちマラッカ、三仏斉すなわちスマトラ、 ジアはベトナムの阮朝に服属したから、 歴史的事実を述べたものとして承認してもよいであろう。しかし、ベトナムから 瓜哇すなわちジャワの三国がベトナム に併合された



もない。は言うまでもなく歴史上ただの一度り、その勢力下に入つたような事実

と推測されるかも ジ がすべつて、マラッカ、 を併吞したことを記したついでに筆 トナムがチャンパおよびカンボジ ろうか。 の記事は如何に解釈したらよいであ ムが併呑したという「越南吞併各国 いう記事を誤まり加えたのであろう ャワまでもベト それでは、これらの三国をベトナ そこで或い 知れない。 ナ は、 ムが併吞したと スマトラ、 徐延旭は

記事は、「越南輯略」には此処だけスマトラ、ジャワを併合したというところが、ベトナムがマラッカ、



地図

は前掲の

「越南輯略」

巻頭

ح

0

巻一

の最初に載せた「地図」

「自記」

の中で言う如く、

徐延

旭

トナ

ム

実地調査に基づいて作ら

「越南全図」・

越南北圻図」•「越南南圻図」

の三

沙 (フランス)・衣波儒 (スペイン) 所踞。

という注記があり 五頁図版の右上参照)、 その北隣の定祥省には、

> 舊為満刺加· 崑崙諸国、 近為富

<sub>ල</sub>

「越南南圻図」

(上掲の図版参

その省の沿革を説く短かい

すなわち、

ح

0

当時の地方行政区劃で

省名の

阮朝時代のベト

ナム

0

舊為三仏斉・満刺加諸国地、近為洋夷富浪沙・衣波儒所踞。

と注記し(一五頁図版の右端参照)、またサイゴン東北の辺和省には

舊為瓜哇国、旋分為東王・西王、号水舎・火舎、為越南所併、近為富浪沙・ 衣波儒所踞

と注記し(一五頁図版の左下参照)、その北の平順省には、

舊為瓜哇国。

と注記し(一五頁図版の右下参照)、続いて慶和省には、(16)

舊為瓜哇国地。

と注記し(一四頁図版の左下参照)、そして富安省には、

舊為瓜哇国地、扶南国滅之。瓜哇国旋又自分為東西、東王居此。

と注記している(一四頁図版の左下参照)。以上の「越南南圻図」の注記によれば、ベトナム南部の永隆、 定祥、辺和、平

慶和、富安などの諸省は、昔はマラッカやスマトラやジャワ等の地であつたというのである。

人進兵處」と注記している(一四頁図版の中央参照)。八節澗とは「元史」の瓜哇伝に見えるジャワの地名で、至元三十(一 更に、この「越南南圻図」はベトナム中部の広南省と新洲港(キニョン)の間に八節澗という地名を載せ、これに「元

二九三)年にジャワへ遠征した元軍の基地になつた Pachekan(今日のスラバヤ附近)の音訳であるが、これはベトナム(fi)

中部地方も嘗てジャワの地であつたとするものである。(3)

川を混入させて居り、また同じ巻二の「前朝貢品」という清朝の前の明朝に対するベトナムの朝貢品を挙げたところに、 ジ ャワやスマトラの朝貢品を加えて、「今越南已併吞〔瓜哇・三仏斉〕諸国。」と記し、清代にベトナムがジャワやスマトラ この外、「越南輯略」はなお巻二の「山川」という項目の記述においても、ベトナムの山川の中にジャワやマラッカの山

たいためであつたに相違ない。これは徐延旭の単なる筆の誤まりや思い違いなどでは決してなく、 も併吞したかの如く記してある。徐延旭が「越南輯略」の中に「越南吞併各国」と題する一項目をわざわざ別に設けたの ャワ諸国もみなベトナムに併吞されたということを彼が信じて疑わなかつたものと見る外ないであろう。 このように、「越南輯略」には到る処にベトナムがチャンパやカンボジアはもとより、マラッカ、スマトラ、ジャワまで ベトナムがチャンパ、カンボジアのみならず、マラッカ、スマトラ、ジャワ諸国をも併呑したということを特に述べ マラッカ、 スマトラ、

### 七 清朝に対する阮朝の態度

たようである。(20) 合の虚説を信ずるに至つたのではなかろうか。「越南輯略」の内容から判断すると、徐延旭および彼の随伴者たちのベトナ 侵略を防ぐ手段の一つとして来た。私は嘗て、ベトナムがイギリスと戦つて、 ムを強大な国と思わせるための虚説は色々と誇張して中国に宣伝されたので、それを中国人が信じたことも少なくなかつ な 何に強大な国であるかということを極力誇張し宣伝することによつて、中国人の侮蔑や軽視を免れ、 吞したようなことを言つたので、それを徐延旭が真にうけたからであろうと思われる。元来、ベトナム人はベトナムが如 国であるかを誇張するために、チャンパやカンボジアはもとより、マラッカ、スマトラ、ジャワ諸国までもベトナムが併 るに至つたのであろうか。その理由は恐らく徐延旭のベトナム調査に際して、ベトナム人たちはベトナムが如何に強大な い虚説を中国人が誤信して、 それでは一体、徐延旭は何故、ベトナムのマラッカ、スマトラ、ジャワ併合というような全く事実でないことを確信す 徐延旭もまたそのようなベトナム人の誇張宣伝によつて、ベトナムによるマラッカ、 かのアヘン戦争へ突入するに至つた事情を明らかにしたことがあるが、このようにベトナ 大いにイギリスを敗つたという全く事実で 引いては中国からの スマトラ、 ジャワ併

たものと考えてよいであろう。

諸省がもとマラッカ、 ム実地踏査はベトナム スマトラ、 北部を中心におこなわれ、 ジャワの地であつたという記述はすべて、ベトナム人から聞いたことをそのまゝ採録 順化 (ユエ) より南方へは行つた形跡がないので、 ベトナム中部以 の

だけであった。また阮朝では清朝との外交関係も朝貢とは言わないで邦交と称し、 たように見られる傾向があるが、それは決して事実ではない。たとえば、歴代のベトナム君主は中国君主と同様に皇帝(スエン) 初めの二十数年間は独力でフランスに抗戦し続けたのも、このような阮朝の清朝に対する態度の反映であつたように思わ 窺うことができる。一八五八年以後、 身の満洲王朝である清朝の下風に立つのを潔しとしない気風があつたことは、大南寔録などの阮朝史料を繙いても、 を属領もしくは朝貢国として、みずから中国と称し、 入つてからであるが、(23) して阮朝の立場を高くする提案もあらわれた。阮朝時代のベトナム人は中国伝来の中華意識が甚だ強かつたので、夷狄出 ナ占領の事実を清朝が永く知らずに過ごした原因になつたのである。 般に、ベトナムは表面上、永く中国の朝貢国であつたということから、中国に対して常に卑屈であり、 年号を建てて来たが、特にベトナム史上最大の勢力を誇つた阮朝の盛時には、 阮朝が清朝へ救援を請うのは、フランスに対する抗戦が全く絶望的になつた一八八○年代の清仏戦争直前の このように阮朝がなかなか清朝へ請援しなかつたこともまた、 圧倒的に優勢なフランスの侵略を蒙りながら、 本来の中国である清朝をただ北朝あるいは北国とか清国などと呼ぶ 前述の阮登楷の上奏のような清朝に対 阮朝が清朝に救援を決して求めず、 フランスのベトナム侵略やコー カンボジア、ラオスなどの周辺諸国 時期に 十分 チシ

なことであつたに相違ない。そこで、徐延旭らに対して、ベトナム人たちは実際とはかなり違つたことなどを言い、ベト ナムへ来て、フランスのベトナム侵略その他の実情を密かに調査しようとしたのは、当時のベトナム人にとつて甚だ迷惑 以上のような阮朝の清朝に対する態度から見れば、 徐延旭らが同治九年 (一八七〇) および翌十(一八七一) 年にベ **}** 

述べ ナム つていたので、 1 ナ ン西 たのではなかろうか。そして恐らく当時の清朝官僚には、 が如何に強大な国であるかということを努めて誇張するために、マラッカ、 山朝の後援した艇盗と呼ばれる華南沿海の反乱などによつて、度々ベトナムに悩まされた記憶が、 トナムは強大であるという宣伝誇張を容易に受け入れる素地があつたと考えてもよいであろう。 乾隆末年における安南遠征の失敗や、 スマトラ、 ジャワ諸国を併呑したように 嘉慶年間におけるべ なお相当に残

#### 八 越南輯略と清仏戦争

と題する凡例の中に、 けでなく、 の調査や研究に大きな限界があつたことをよく示している。 ように考えられるが、それにしても、 ベトナムのマラッカ、 清仏戦争時期の光緒九(一八八三)年に刊行された盛慶紱の スマトラ、ジャワ併合という事実無根の虚説が、 これは徐延旭のベトナムならびに東南アジアに関する知識が極めて曖昧であり、そ このため当時の中国でもこれに対する批判が全くなかつたわ 「越南地輿図説」という本の巻頭に載せた 「越南輯略」 に記されるに至つた事情は以上の

三併斉、 越南南圻、 真臘自真臘、 皆占城• 真臘故壤。 未可牽併。 然他書或有以瓜哇為占城、 甚有指新洲為八節澗者。 ……移東指西、 以三仏斉為真臘。 錯誤不一。 究竟瓜哇自瓜哇、 占城自占城、三仏斉自

り効果はなかつたようである。 と見える。との中にいう他書とは「越南輯略」のことに相違ないが、占城・真臘・瓜哇・三仏斉の諸国を混同し、 南地輿図説」もその内容の可成りの部分が「越南輯略」の記述に基づいていたので、彼の折角の「越南輯略」批判もあま ムの新洲をジャワの八節澗に比定した「越南輯略」の誤まりを盛慶紱はここに指摘している。 しかし、 この 盛慶級の ベトナ

当時の中国では、ベトナムのマラッカ、スマトラ、ジャワ併合のような虚説を含む「越南輯略」がベトナム

中国最高のベトナム専門家として尊重された徐延旭であつたが、その彼でさへベトナムのマラッカ、 すことができる。 や東南アジアに関する最良の書と見なされ、 K や東南アジアに関して如何に知識がなかつたかは推して知るべきであろう。これでは、ベトナムの支配をめぐる清仏戦争 巡撫へと異例の速さで昇進し、清仏戦争中のベトナムにおける中国側の最高責任者に抜擢されたのも、全く彼のベトナム 徐延旭が鎮南関外のベトナム事情に頗ぶる熟悉すると述べているが、このように彼をベトナムや東南アジア事情に精 九年二月十五日 合のような虚説を信じていたのである。一般に当時なお外国のことに無関心であつた殆んどすべての中国人が、ベトナム 知識とその著書 た人物として推挙する記事は、「清光緒朝中法交渉史料」や「中法越南交渉檔」などに収められた当時の文献の随処に見出 おいて、 中国がフランスに敗れたのも、 (一八八三年三月二十三日) 「越南輯略」 前掲の徐延旭の経歴によつて知られる如く、彼が僅か道台を二年、布政使を一年在任しただけで、 が高く評価されたからに相違ない。このように清仏戦争の敗戦によつて革職逮問されるまで 誠に当然の結果であつたと言うほかはあるまい に発せられた上諭の中に、「徐延旭、 その著者の徐延旭は最高のベトナム専門家として尊重された。 於〔鎮南〕関外情形、頗為熟悉〕とあり、 スマトラ、ジャワ併 例えば、 通

記事はまたそれなりに、清末の中国人のベトナムや東南アジアに関する知識の程度を探つたり、中国とベトナムや東南ア 61 重な記事が甚だ多い。 の反面、 に関する色々な記事を綜合的に収録した アとの関係の本質を究めるための有力な手がかりを与えるものである。 ところで、「越南輯略」にはベトナムのマラッカ、スマトラ、 既述の如く「大南寔録」をはじめベトナムのどの史料にも載せてなく、また他の中国史料には見えない独自の貴 種のベトチム事典として今日の我々にも甚だ有益かつ便利なものであると言うことができよう。それ故、「越南 分量から言えば、もちろん独自の貴重な記事の方が誤まりの記事よりも遙かに多く、 「越南輯略」 は、 その出来栄えの良否はともかく、 ジャワ併吞のような誤まりの記事も含まれているが、 そして何よりも、 他に類似の本が全く存在しな 古代から近代までのべ 而も誤まりの トナム Z

#### ä

利用されなければならない書物であろう。

- で、「越南輯略」の書名とその完本は載せてない。
  南山川略一巻、中外交界各隘卡略一巻、徐延旭撰」とあるのみ
  東高)」藝文志の地理類外志之属にも「越南世系沿革略一巻、越
  史稿)」藝文志の地理類外志之属にも「越南世系沿革略一巻、越
- (2) 「越南輯略」二巻の二二項目の内、清末の叢書「小方壺斎(2) 「越南輯略」二巻の二二項目の内、清末の叢書「小方壺斎れも原本の字句と相違する個所がある。
- (3) 「清史列伝」巻五十九。
- (4) 「清史」巻四百五十九。「清史稿」列伝二百四十五。
- (5) 「臨清県志」(民国二十三年十一月序)、巻十五。
- 巻五百二。「皇朝続文献通考」巻三三三。八年八月丙子、同治九年八月甲寅の各条。「光緒大清会典事例」(6)「清実録」の咸豊六年四月丙辰、咸豊十年十月辛未、同治

(以下、正・四・八・二八の如く略記する)、嗣徳八年八月(正「大南寔録」の嗣徳五年九月(正編第四紀、巻八、二八丁)

交、遣使事宜。・四・三八・四四)の各条。「大南会典事例」巻一二八、礼部邦徳十三年十一月(正・四・二三・三四)、嗣徳二十一年六月(正・四・一三・三七)、嗣徳九年九月(正・四・一五・一八)、嗣

J.K. Fairbank, "The Early Treaty System in the Chinese World Order," in J.K. Fairbank, ed., The Chinese World Order, Cambridge, Mass., 1968, p. 269.

- (下) Lê Thánh-khôi, Le Viet-Nam, Paris, 1955, pp. 366-372
- (∞) P.A.Cohen, China and Christianity, Cambridge. Mass., 1963, pp. 229-261.
- (Φ) J.Buttinger, The Smaller Dragon, New York, 1958 pp. 325-423.
- 撫蘇鳳文奏。 (11) 「籌辦夷務始末」同治巻八十、同治十年正月庚子、広西巡
- (12) 同右。
- 該国居住八閲月。」と見える。 九年)、……次年又……〔徐延旭〕復至諒山、統計二次出関、在(13) 「越南輯略」巻頭の徐延旭の「自記」の中に、「庚午(同治

- を使えないとして禀に書き改めたものであろう。とあつたのを、徐延旭が中国皇帝に上言する場合の外は奏の字(4) ここに「阮登楷謹禀」とあるのは、原文に「阮登楷謹奏」
- (15) 「清光緒朝中法交渉史料」一二〇附件一。
- (16) 「越南南圻図」に廣和省とあるが、慶和省の誤記である。
- 一四五頁。(17) 丹羽友三郎「中国ジャバ交渉史」昭和二十八年、明玄書房、
- であろう。 バンで、ベトナム中部を嘗てスマトラの地であつたとするものしているが(一四頁図版の右下参照)、舊港はスマトラのパレン(18) 「越南南圻図」はまた広義道の海上に舊港という地名を記
- 昭和三十五年、和田博士古稀記念東洋史論叢所収。(19) 和田博徳「嘉慶十三年イギリスの澳門占拠とヴェトナム」

ム」近刊予定)

- 社、三一二九頁。 三七一五七頁。牟安世「中法戦争」一九五五年、上海人民出版(21) 邵循正「中法越南関係始末」民国二十四年、清華大学刊、
- (2) A.B. Woodside, Vietnam and the Chinese Model Cambridge, Mass., 1971, pp.18-19.
- (23) 「清光緒朝中法交渉史料」五九、六一附件一。
- のみ見える。書」に収められているが、この「義例」は光緒九年刊の原本に書」に収められているが、この「義例」は光緒九年刊の原本に本書の一部分は「小方壺斎輿地叢鈔」第十帙および「観象廬叢(24) 盛慶紱撰「越南地輿図説」六巻、光緒九年秋、求忠堂蔵板。
- 二。(22) 「清光緒朝中法交渉史料」八四。「中法越南交渉檔」三三(25)

ある。的関係の変遷」(代表者山本達郎教授)による研究の副産物で的関係の変遷」(代表者山本達郎教授)による研究の副産物で「附記)本稿は文部省科学研究費総合研究「越南と中国との政治